

「茨城県議会基本条例(案)」に関するパブリックコメントの結果について

1 意見件数等

- ・意見募集期間 平成24年11月2日(金)から平成24年11月22日(木)まで(21日間)
- ・意見の件数 32件
- ・提出者数 4人

提出方法：電子申請・届出サービス 1人 FAX 1人 電子メール 2人
 年代：50～59歳 1人 60歳以上 3人
 性別：男性 3人 女性 1人

2 意見の内容と対応

※ 意見は提出者ごとに整理しています

番号	関係する条項	意見の内容	意見に対する考え方
1	前文等	<p>前文等に、「県勢」や「議事機関」という普段聞きなれない用語が使われているが、意図してのことなのだろうか。特に後者の場合、通常用いられる「議決機関」という表現では差障りがあるのか。</p> <p>同じく前文や第1条、第2条などに「真の地方自治の実現」なる言葉が出てくるが、その意味の説明がない。何を意味するか、広く県民に周知され、定着されているのだろうか。</p> <p>これまた前文であるが、全体的にワンセンテンスが長いように感じられる。特に「本県議会は～必要がある。」は長過ぎる。</p>	<p>「県勢」とは、県の政治、経済、文化、人口などの総合的な情勢のことです。</p> <p>「議事機関」につきましては、憲法の中で用いられておりますが、「議事」には、議決以外に、審議の過程なども含まれており、「議決機関」より広い意味で用いております。</p> <p>「真の地方自治の実現」とは、第3条の「議会の使命」に記載するように、議会が県民の多様な意見を集約し県政に反映させることにより、住民の意思に基づき県の事務処理を実現するという意味で用いております。</p>

番号	関係する条項	意見の内容	意見に対する考え方
2	(議員の役割) 第13条	第13条(議員の役割)の(5)は、(1)から(4)までの並びと比べて異質であり、唐突に感じる。 (参考) 第13条第5号 災害等における緊急的な調査活動等を行うこと。	第2章の「議会の役割」の中で災害時の対応について規定していることから、議員の役割としても、災害等における緊急的な調査活動等を行うことを規定しております。
3	その他	何故、今、議会基本条例なのか前文などを読んでも理解できない。 逆に言えば、いままで基本条例がなかったことによって何か支障などがあったのか不明であり、どのような契機や機運があつて制定しようということになったのかの状況も分からない。 たとえば、時代の変化によって既存の条例や規則ではカバーしきれない何かが生じてきたということなのだろうか。それとも失礼ながら、他府県の議会が次々と「基本条例」を制定しているので、茨城県としても制定しておかないと恰好がつかないという趣旨なのか。	本県議会では、平成23年3月から議会改革等調査検討会議を設置し、議会改革に取り組んでおります。前文にもありますように、近年、議会の果たすべき役割が増大してきていることから、議会改革の取組の一つとして、本条例の制定を目指しているところです。
4	その他	基本条例とはいえ、条文のほとんどが抽象的であり、いわば「当たり前・当然」のことを羅列しているだけのように見受けられる。 改めて、このようなことを条文に列記することによって、議員各自の意識改革を図ろうという意図なのだろうか。	議会基本条例は、議会の役割や議員の役割、これらの活動方針等、議会に関する基本的事項について規定することにより、議会が期待される権能を十分に発揮できるとともに、県民の議会への理解が高められ、県民に開かれた議会の構築を目指すものであります。
5	(質問等の充実) 第8条第2項	議事録等を見ても、議員相互の討議なんかしていますか？出来ないことは記載すべきではないのでは。	今後、政策立案等を推進するにあたって、議員相互の討議を行うことにより、議論の論点及び争点を明確にする必要があることから規定しております。

番号	関係する条項	意見の内容	意見に対する考え方
6	(議員の役割) 第13条	それぞれの議員がこの役割を具体的にどのように果たしているのかをしっかりと説明してもらいたい。	個々の議員としては、県政報告会等の実施や自らの広報紙の発行等を通じて説明を行っております。 なお、本条第4号においても「議員は、県政及び議会活動について、県民に対して説明を行うこと」を規定しております。
7	(政務調査費) 第16条	政務調査費の使途は、議員活動の内容を知ることができる重要な中身。ネット等で閲覧できる仕組みとすべき。	政務調査費については、「茨城県政務調査費の交付に関する条例」に基づき、何人でも収支報告書等の閲覧を請求できます。 いただいたご意見については、今後の課題とさせていただきます。
8	その他	理念ばかり記載していないで、一部の議員さんのように自らの日々の活動をしっかりと報告できるような働きをしてもらいたい。	第12条において議員の責務を、第13条においては議員の果たすべき役割を規定しております。
9	(目的) 第1条	「議会の権能を最大限に発揮しながら」では、今までと変わらない姿勢である。要望としては、「この条例は、県政の徹底した情報公開と県民参加を基礎とした議会運営の基本を定めることにより、県民に信頼され、県民に安心と安全を提供する地域づくりを目的とする。」とすべきである。	本条文にありますように、県民の負託に的確に応え、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与するためには、議会の権能を最大限に発揮することが重要であります。 ご提案いただきました情報公開と県民参加についても、大変重要であることから、本条例の第4章「県民と議会との関係」において、県民の参画の推進、会議の公開等、情報公開などを規定しております。
10	(基本理念) 第2条	第1条と第2条は内容が重なるので、「基本理念」のみで良いのでは。この条例の重要な理念は「県民主権を基礎として、公正で透明な、県民に開かれた県政の実現」とすべきである。	第1条においては、本条例の制定の目的を記載し、第2条においては、議会が目指すべき基本理念を記載しており、どちらも必要であります。 ご提案いただきました理念の趣旨については、本条文において、「県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す」と規定しております。

番号	関係する条項	意見の内容	意見に対する考え方
11	(議会の使命) 第3条	当り前の内容で基本条例に必要ではない。	真の地方自治の実現のためには、県民の多様な意見を集約し県政に反映させることが重要であることから議会の使命として規定しております。
12	(議会の役割) 第4条	当り前の内容で基本条例に必要ではない。第1号から第6号について	議会が、その権能を最大限に発揮し、県民の負託に的確にこたえるために必要となる役割として規定しております。 特に第6号については、東日本大震災などの経験を踏まえ規定したものです。
13	(議会運営の原則) 第5条	この内容では県民の意思が盛り込まれていない。「議会は、県民主権を基礎とする県民の代表機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・信頼性を重視した県民に開かれた議会及び県民参加を常に推進して活動する。」と記載していただきたい。	本条文では、議会を運営する上での原則を規定しており、ご提案の県民の意思を盛り込む点については、第3条の「議会の使命」において、「県民の多様な意見を集約し、県政に反映させる」と規定しております。 また、第4章の「県民と議会との関係」において、県民の参画の推進や会議等の公開等、情報公開などについて規定しております。
14	(質問等の充実) 第8条第1項	当り前の内容で基本条例に必要ではない。	県民の意思決定や監視・評価などの議会の役割を果たすためには、質問等の充実の規定は重要であると考えております。
15	(質問等の充実) 第8条第2項	この項目では、「議員相互の討議の推進を重んじ」と記載して頂きたい。	議論の論点及び争点を明確にし、政策立案等を推進するために、議員相互の討議を行うものとしております。
16	(議員の役割) 第13条	これは、議員の仕事として当たり前であり、不要である。	第12条に規定する「議員の責務」を果たすために担う役割を規定しており、必要であります。

番号	関係する条項	意見の内容	意見に対する考え方
17	(議員の役割) 第13条第4号	各議会終了後、議会に関する事と各法案の賛否とその理由についての「議員の説明責任」を明記して頂きたい。	本条文では、議会に関する事ばかりでなく、県政及び議会活動について幅広く県民に対して説明を行うことを規定しております。 なお、第22条第1項の「会議の公開等」において「議案等に対する会派等の賛否を速やかに公表する」としてしております。
18	(議員の活動原則) 第14条第1項	当り前の内容で基本条例に必要なではない。	本条文は、第13条に規定する「議員の役割」を果たし、県民の意思を県政に反映させるため必要な規定であります。
19	(政務調査費) 第16条第1項 及び第2項	政務調査費は厳しい財政事情を考慮して減額すべきである。(条例の見直しが必要)	政務調査活動は、議員にとって重要であり、「茨城県政務調査費の交付に関する条例」に基づき交付しております。
20	(議員報酬) 第17条	議員報酬は厳しい財政事情を考慮して減額すべきである。(条例の見直しが必要)	議員報酬については、「茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」に基づき支給しておりますが、近年の厳しい財政状況を考慮し、特例条例に基づいて、15～10%減額を行っております。
21	(県民の参画の推進) 第19条第2項	「県民の意見を、常任委員会・特別委員会の討議内容として、反映しなければならない。」を追加すべきである。	県民の意見の反映については、現在でも委員会活動の中で意見交換や現地調査を行っております。 本条文でも「公聴会及び参考人制度の積極的な活用を図るなど、意見交換等県民参画の充実に努める」としてしております。
22	(県民の参画の推進) 第19条第3項	これでは請願・陳情が反映されない。「議会では請願・陳情を県民からの政策提言として、その審議を必ず行い、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。」と記載することを要望する。	本条例では、請願及び陳情について適切に処理する旨を記載し、具体的な手法については、「茨城県議会会議規則」等で規定しており、提案者の意見は尊重しております。

番号	関係する条項	意見の内容	意見に対する考え方
23	(県民への説明責任) 第20条	「各議会終了後、全議員出席のもと、議会報告会を開催し、県民への説明責任を果たさなければならない。」を追加すべきである。	基本条例については、議会・議員の活動方針等を規定すべきものであり、個別具体の手法については規定しないものと考えております。 なお、議会活動については、ホームページ等で公開しております。
24	(会議の公開等) 第22条第1項	議案等の賛否は、会派単位ではなく、必ず各議員個人で公表して頂きたい。	現在、各会派等の賛否を公表しており、各議員ごとの賛否の公表については、今後の課題とさせていただきます。
25	(会議の公開等) 第22条第2項	「傍聴者へ議案の審議に用いる資料等を提供する。」を追加すべきである。	現在、常任委員会及び特別委員会においては、傍聴人に対し、委員に配布しているものと同じ資料を配付しておりますので、本条例には規定をもうける必要はないと考えております。
26	(情報公開) 第23条	「議会活動に関する情報提供は徹底して行わなければならない。」と記載して頂きたい。	県民への情報提供は大変重要であると考えておりますことから、第4章「県民と議会との関係」において、広報広聴活動の充実、会議等の公開等、情報公開などについて規定しております。
27	(知事等との関係の基本原則) 第24条	「権能」という言葉に違和感を覚える。「議会の本会議では、議員と知事等の質疑応答は、その論点・争点を明確にする為、一問一答の方式で行う。」を必ず盛り込んで戴きたい。	「権能」は、法に基づいて行使できる議会の権利能力のことです。 本条例案では、第8条「質問等の充実」において、「多様な方式による議員の質問及び質疑等により、真摯な議論の展開及び充実に努める」としており、具体的な質問方式については規定しておりません。 なお、本県議会においては、平成24年第1回定例会から分割方式を導入したところであります。
28	(議会への説明等) 第25条第1項	本会議、その他の委員会へ出席を要請された知事等は、議員の質問に対して反問することができる。」を必ず盛り込んで戴きたい。	知事は議案の提出や予算の調整・執行などの事務を担うのに対し、議会はそれらを監視・評価する役割を担っていることから、反問権については規定しておりません。

番号	関係する条項	意見の内容	意見に対する考え方
29	(議会改革の推進) 第28条	議会改革の重要な事項として、今までの形式的な審議の進め方ではなく、「議員相互間の自由討議の推進」があると考えます。県民はこれによって、審議過程と議員の意見を把握出来る。改革に不可欠な文言であり、記載すべきである。	第8条第2項の「質問等の充実」において、議員間討議については規定しております。
30	(他の条例等との関係) 第34条	この条例は、県民の意思をより重視する為、制定されるものと受け取っている。ならば、「最高規範」と明記すべきではないか。	本条例の中には、「最高規範」という表現はしていませんが、本条文において、「本条例は、本県議会における基本的な事項を定める条例であり、議会に関する条例、規則等の制定等を行う場合は本条例の趣旨を十分に尊重する」旨を規定しております。
31	前文	明治12年3月に最初の選挙で45名の議員が選出されたとあるが、何故本県が、現在喧噪の師走の12月に選挙が施行されているのか、二度と再発させないとの県議会の強い反省・意思が明記されていない。 茨城県44市町村議会を、リードする茨城県議会として全国に誇れる再考を望む。	前文においては、本県議会の歴史、本条例の制定にあたっての背景や基本的考え方を記載すべきものであると考えておりますので、個別の事例については記載しないものとしております。
32	(政治倫理) 第30条	上記の意見にリンクするが、政治倫理にかかわる問題で12月選挙になったことは周知の事実であり、条文はただ単に、表面だけをなぞるようで具体性がなく「額縁条例」との指摘は必至だ。 (参考) 取手市議会基本条例・第2章 議会及び議員の活動原則 (議員の活動原則) 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例(平成13年条例第3号)を遵守すること。	本条文は、議員の政治倫理に関する理念について規定したものです。 なお、議員の政治倫理については、汚職と腐敗の防止を図るため「政治倫理綱領」を定めております。